

R 6 G相武国道事務所管内新聞等広報（その２）業務 [企画競争入札方式]

企画提案を特定するための評価基準

評価項目	評価の着目点		
		判断基準	高度な企画提案を要する業務
配置予定技術者（主たる担当者）の業務経験及び能力	業務経験	配置予定技術者（主たる担当者）の過去10年間の同種又は類似業務の実績 下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③業務実績が無い場合は特定しない。	① 2 0 ② 1 0 ③ 特定しない
	専任性	手持ち業務量 配置予定技術者（主たる担当者）の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が5億円以上または10件以上の場合には特定しない。	数値化しない
当該業務の実施体制（業務実施体制）	業務実施体制の妥当性	下記に該当する場合は特定しない。 ・再委託の内容が主たる部分の場合。 ・業務の分担構成が不明確又は不自然な場合。	数値化しない
業務の実施方針及び手法（実施方針・実施フロー・工程表・その他）	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	8
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	8
	工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	8
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	8
		なお、業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は特定しない。	数値化しない
特定テーマに対する提案	特定テーマ	的確性 ・業務内容等で示した与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。 ・必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が記述されている場合に優位に評価する。 ・業務の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。 ・業務の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。 ・業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。	1 6
		実現性 ・提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 ・提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。 ・利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。 ・提案内容によって想定されるコストが適切な場合に優位に評価する。 ・業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。	1 6
		独創性 ・これまでの知見に基づく前例のない提案がある場合に優位に評価する。 ・周辺分野、異分野技術を援用した、高度の技術手法の提案がある場合に優位に評価する。 ・複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。 ・先進的技術の採用提案がある場合に優位に評価する。	1 6
参考見積	業務コストの妥当性	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積もりが不適切な場合には特定しない。	数値化しない

W・L・B等の推進に関する指標についての適合状況	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定等の状況	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。	
		(1) 女性活躍推進法に基づく、えるぼし認定企業	
		① プラチナえるぼし	① 5. 0
		② 3段階目（※1）	② 4. 0
		③ 2段階目（※1）	③ 3. 0
		④ 1段階目（※1）	④ 2. 0
		※1 認定基準のうち、「労働時間等の働き方」の基準を満たしていること。	
		(2) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）	
		⑤ 行動計画	⑤ 1. 0
		(3) 次世代育成支援対策推進法に基づく、くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業、トライくるみん認定企業	
		⑥ プラチナくるみん	⑥ 5. 0
		⑦ くるみん（平成29年4月1日以降の基準）	⑦ 3. 0
		⑧ トライくるみん	⑧ 3. 0
		⑨ くるみん（平成29年3月31日までの基準）	⑨ 2. 0
		(4) 若者雇用促進法に基づく、ユースエール認定企業	
		⑩ ユースエール認定	⑩ 4. 0

企画競争方式における特定結果書

- 1

業 務 名

R6G相武国道事務所管内新聞等広報(その2)業務
- 2

所属事務所

相武国道事務所
- 3

方 式

企画競争方式(役務の提供)
- 4

企画提案書の提出要請日

令和6年9月9日
- 5

公 示 日

令和6年8月27日
- 6

特定通知日

令和6年9月25日

企画提案書提出者	特定の有無	特 定 さ れ な か っ た 理 由
(株)マルト	○	
(株)毎日広告社	×	企画提案書を特定するための基準に基づき評価した結果、総合的に他社が優位であると判断したため。 具体的には、評価の着目点のうち、「業務実施方針及び手法」における「業務理解度」「実施手順」、「特定テーマに対する提案」における「独創性」において他社が優位であると判断したため。
(株)読売エージェンシー	×	企画提案書を特定するための基準に基づき評価した結果、総合的に他社が優位であると判断したため。 具体的には、評価の着目点のうち、「業務実施方針及び手法」における「業務理解度」、「特定テーマに対する提案」における「的確性」において他社が優位であると判断したため。

企画競争評価表

1. 業務名

2. 所属事務所

3. 方式

4. 企画提案書提出要請日

5. 特定通知日
- R6G相武国道事務所管内新聞等広報(その2)業務
相武国道事務所
企画競争(役務の提供)
令和6年9月9日
令和6年9月25日

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト	1	2	3		
				(株)マルト	B社	C社		
				配点	配点	配点		
当 者 配 及 者 (置 び) 主 予 能 の た 定 力 経 る 技 験 担 術	業務経験	過去10年間の同種又は類似業務の実績	20.0	20.0	20.0	20.0		
	専任性	手持ち業務量	—	○	○	○		
実施体制	業務実施体制の妥当性		—	○	○	○		
針 業 ・ 務 実 実 施 施 方 方 針 針 — 他) ・ 工 工 程 程 表 表 ・ 実 ・ 実 施 施 の 方	業務理解度	目的、条件、内容の理解	8.0	6.0	5.3	0.0		
	実施手順	実施手順の妥当性	8.0	4.0	2.0	4.0		
	工程表	業務量把握の妥当性	8.0	4.0	4.0	4.0		
	その他	重要事項の指摘	8.0	6.0	8.0	8.0		
		理解度、妥当性が著しく劣る場合は特定しない。	—	○	○	○		
特 定 テ ー マ に 対 す る 提 案	特定テーマ	的確性	16.0	12.0	12.0	0.0		
		実現性	16.0	12.0	12.0	12.0		
		独創性	16.0	12.0	8.0	12.0		
参考見積	業務コストの妥当性		—	○	○	○		
W・L・B等の推進に関する指標についての適合状況		(1)女性活躍推進法第9条、第12条	5.0	0.0	0.0	5.0		
		(2)女性活躍推進法第8条	1.0					
		(3)次世代育成支援対策推進法第13条、第15条の2	5.0					
		(4)若者雇用促進法第15条	4.0					
計				76.0	71.3	65.0		